

1 計画の概要

（１）計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づき策定する「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づき策定する「市町村障害児福祉計画」を一体の計画とするもの。

（２）計画策定の趣旨

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにする。

（３）計画の基本理念

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

（４）計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間

2 成果目標（令和8年度）

国の基本方針に即し、本市の実情に応じて次の各項目の目標値を設定する。

成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・福祉施設から地域生活へ移行する者の数
- ・福祉施設の入所者の削減数

成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数
- ・精神病床における早期退院率

成果目標③ 地域生活支援の充実

- ・各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点の整備及び機能の充実化
- ・各市町村又は各圏域における、強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備

成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数 ・就労移行支援事業の利用者数
- ・就労定着支援事業の利用者数 ・就労定着支援事業所の就労定着率

成果目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- ・障がい児入所施設に入所する児童の移行調整の協議の場の設置

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置および主任相談支援専門員の配置数
- ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 等

成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数 等

3 障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉サービスの必要量の見込みについては、国の基本指針に即し、本市の過去の利用実績からの伸びや、障がい者のサービスの利用に関する意向調査等により、見込量を算出する。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量等を確保するための方策を定める。

(1) 障害福祉サービス、相談支援

- ・訪問系サービス ・日中活動系サービス
- ・居住支援・施設系サービス ・相談支援

(2) 障害児支援

- ・児童発達支援 ・福祉型障害児入所施設
- ・障害児相談支援 等

(3) 発達障害者支援関係

- ・発達障害者支援センターの相談件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 等

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・精神障がい者の地域移行支援 等

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 等

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

- ・計画的な人材養成の推進 等

4 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業の実施については、各年度における事業種類毎の実施に関する考え方及び見込み量を算出し、各事業の見込み量を確保するための方策を定める。

- ・理解促進・研修啓発事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業 ・発達障がい者支援センター運営事業 ・障害児療育支援事業
- ・日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練） 等